

第3章 多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ

第1節 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

1. 地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る

1) 乳児家庭の全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）等

乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行う「乳児家庭全戸訪問事業」や、養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問による相談、指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」を推進している。

2) 地域子育て支援拠点の設置促進

保育所等において、子育て相談に応じたり、地域の子育て関連情報の提供などを実施する「地域子育て支援拠点事業（センター型）」や、公共施設の空きスペースや空き店舗等において実施する「地域子育て支援拠点事業（ひろば型）」、民営児童館において実施する「地域子育て支援拠点事業（児童館型）」の3つの類型により、それぞれの特色をいかした取組を行っている。

3) ファミリー・サポート・センターの普及促進

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦などを会員として、送迎や放課後の預かりなどの相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置促進を行っている。

4) 一時預かり、幼稚園の預かり保育

(1) 一時預かり事業の推進

就労形態の多様化に対応する一時的な保育や、専業主婦家庭等の緊急時における保育等の一時預かりサービスに対する需要に対応するため、一時預かり事業を実施している。

(2) 幼稚園における預かり保育の推進

幼稚園の通常の教育時間（標準4時間）の前後や長期休業期間中などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、希望する人を対象に「預かり保育」を実施する幼稚園に対して支援を行っている。

5) 商店街の空き店舗や小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

(1) 商店街の空き店舗の活用

空き店舗等を活用し、地域における子育て支援や親子交流等の機能を担う場の設置を促進する。

(2) 小中学校の余裕教室や幼稚園等の活用

小中学校の余裕教室や幼稚園等を子育て支援や親子交流等の場として活用するため、国庫補助を受けた公立学校施設を転用する際の財産処分手続の大幅な弾力化や、活用事例を紹介したパンフレット作成等により、余裕教室等の有効活用を促している。

6) 子育て総合支援コーディネーター

一時預かりや地域子育て支援拠点事業等の地域における子育てを支援する事業の情報を一元的に把握し、利用者への情報提供等を行う子育て支援に関するコーディネート業務については、市町村の責務として位置づけられており、こうした取組をさらに推進するため、2009（平成21）年には、親の子育てを支援するコーディネーター等を養成するための次世代育成支援人材養成事業を創設した。

2. 地域住民の力の活用、民間団体の支援、世代間交流を促進する

1) NPO活動等の地域子育て活動の支援

子育て相談に応じる存在として全国的に配置されてきた「子育てサポーター」の資質向上を図る「子育てサポーターリーダー」の養成を行い、子育てに関する相談体制の充実を図っている。

2) 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

シルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う高齢者活用力子育て支援事業を実施している。

3) 企業参加型の子育て支援

地方公共団体において、企業の協賛を得ながら「企業参画型の子育て支援事業」の取組や「企業・NPO等の連携による子育て支援事業」の取組を推進している。

第2節 子どもが住まいやまちの中で安全・安心にくらせるように

1. 子育てに適した住宅・居住環境の確保を図る

1) 融資、税制を通じた住宅の取得等の支援

良質な持家の取得を促進するため、住宅金融支援機構における証券化支援事業の優良住宅取得支援制度により、耐久・可変性能等が特に高い住宅に係る金利引下げを行っている。また、住宅ローン控除等の税制措置を講じている。

2) 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給促進

子育て世帯等を対象とする公的賃貸住宅の的確な供給や民間賃貸住宅への円滑な入居の支援等の各種施策を一体的に推進し、良質なファミリー向け賃貸住宅の供給を促進している。

3) 公的賃貸住宅ストックの有効活用等による居住の安定の確保

公的賃貸住宅においては、事業主体の判断により、子育て世帯について、優先入居等の取扱いを行っている。

4) 公的賃貸住宅と子育て支援施設との一体的整備等の推進

大規模な公共賃貸住宅の建替えに際して社会福祉施設等を原則として併設するとともに、公的賃貸住宅と子育て支援施設等を一体的に整備する事業や子育て世帯等の居住の安定確保に資する先導的な取組に対し、支援を行っている。

5) 街なか居住等の推進

都心における職住近接により子育て世帯を支援するため、都市部や中心市街地における住宅供給を誘導・促進している。

2. 安全に安心して暮らせるよう、子育てバリアフリーなどを推進する

1) 子育てバリアフリーの推進

(1) ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー施策の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、当事者ニーズに即した施設の整備や教育訓練を行うことの必要性等を定めている。

(2) 建築物におけるバリアフリー化の推進

不特定多数の者等が利用する建築物について、一定規模以上の新築・増改築・用途変更をしようとする際に建築主に基準への適合義務を課すことにより、建築物のバリアフリー化を推進している。

(3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

補助等の各種支援により公共交通機関のバリアフリー化の促進が図られているところであり、旅客施設における段差の解消、乗合バス車両におけるノンステップバスの導入等が進められている。

(4) 都市公園及び河川空間等のバリアフリー化の推進

社会資本整備総合交付金等により、妊婦、子ども及び子ども連れの人にも配慮しつつ、すべての人々の健康運動や遊びの場、休息、交流の場等となる都市公園の整備を推進している。

2) 道路交通環境の整備

妊婦、子ども及び子ども連れの人などが安全にかつ安心して通行できるよう、生活道路等において、都道府県公安委員会による信号機等の整備、交差点のコンパクト化等を重点的に実施し、歩行空間の整備及び通過交通の進入や速度の抑制に努めている。

3) 交通安全教育等の推進

家庭及び関係機関・団体等との連携・協力を図りながら、幼児や小・中・高校生に対し、子どもの発達段階に応じた交通安全教育を推進している。

また、チャイルドシートの正しい使用の徹底や、幼児二人同乗用自転車の安全利用の普及などを図っている。

4) 子ども目線のものづくりの推進（キッズデザインの推進）

子どもの安全・安心と健やかな成長発達につながる生活環境の創出を目指したデザインである「キッズデザイン」の開発・普及を推進している。